

平成29年3月23日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成29年3月23日(木)
午後2時00分
- 2 閉会の日時 平成29年3月23日(木)
午後2時36分
- 3 招集の場所 福知山市役所6階 601会議室
- 4 出席委員の氏名 端野 学
倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
和田 大顕
大槻 豊子
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 田中 悟
教育委員会事務局理事 中川 清人
次長兼教育総務課長 芦田 誠
教育総務課参事 藤田 一樹
成仁幼稚園長 芦田 祐子
次長兼学校教育課長 眞下 誠
学校教育課参事兼教育総務課 一戸 香里
学校教育課参事 土家 邦子
学校教育課総括指導主事 西山 直樹
次長兼生涯学習課長 崎山 正人
中央公民館長 佐々木 和美
図書館中央館長 吉田 和彦
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 芦田 誠

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第27号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長.....

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

教育委員会会議録調製者 教育部長.....

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 傍聴人から傍聴の申請があります。
許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

2月に開催しました教育委員会会議録について、出席委員全員異議なく承認されました。

3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 平成28年度 文部科学大臣優秀教職員表彰（本市から9年連続）

○氏名 日新中学校 三浦珠美養護教諭

○表彰式 平成29年3月6日（月）午後1時

○会場 東京大学安田講堂

養護教諭としての使命感や事態に応じた適切な職責を遂行する能力が非常に高く、学校医や保健教育に係る専門機関と連携し、さまざまな課題を抱える大規模中学校での勤務において、学校保健を始め生徒指導やスーパー食育スクールの実践・研究等、組織だった対応を構築する企画、実践力が評価され表彰をうけたものです。

本人もこれまでの仕事を振り返りながら、このような賞をいただいたことを大変感激し、今後、なおいっそう職務に励みたいという話を聞かせていただきました。

(2) 小中学生の入学準備金支給を 入学前に前倒し？（新聞報道）

低所得の世帯の子どもに学校で使う物品の費用などを補助する就学援助制度の一環として、小中学校への入学時に支給される「新入学児童生徒学用品費」について、文部科学省が新小学1年生、現在20,470円のところを40,600円、新中学1年生、現在23,550円のところを47,400円に引き上げる方針である。また、支給時期を前倒しする自治体が多いということで、議会の質問でも扱われ、大槻富美子議員が「新入学児童生徒学用品費の金額が引き上げられるが、準要保護児童生徒に対しての支給についても同様に引き上げられるか。」「就学援助制度の中で支給される新入学児童生徒学用品費の支給時期について、前倒しする自治体が増えている。福知山市の対応はどのように考えるか。」と2点の質問がありました。答弁内容としては、1点目「準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費等の支給額は市町村が決めるが、文部科学省がその金額の目安を示しており、同程度の額とする自治体が多く、本市でも目安と同額を支給してきています。今回、文部科学省から平成29年度の予算案が示され、準要保護児童生徒に対する新入学

児童生徒学用品費等の目安が新小学1年生では40,600円、新中学1年生では47,400円と現在の約2倍の金額が示されました。この給付の本市認定基準による対象者は、新小中1年生で約300名の見込みです。今後本市として対応を決め、検討し進めます。」

2点目「本市の就学援助に係る、新入学児童生徒学用品費については、4月認定の児童生徒に支給しており、平成28年度は7月に支給しています。全国約80市区町村において、入学前にまで前倒しして支給時期を変更しているとの新聞報道は承知しています。特に多額の費用が生じる入学時に必要な費用をできるだけ早い時期に支給することについては重要だと考えています。しかし3月に支給するなど、入学前に前倒しして支給することについては、予算執行上や認定事務手続き等の調整も必要となってきます。関係部局との調整も含め、検討を進めていきたい。」という内容です。

参考までに、生活保護世帯の就学援助は、国と市区町村が二分の一ずつ負担をし、準要保護世帯の範囲は市区町村が独自に基準を定め、全額負担するということです。

(3) 議会の質問内容とその答弁内容

①-1 新入学児童生徒学用品費の金額が引き上げられるが、準要保護児童生徒にしての支給についても同様に引き上げられるか。(大槻富美子議員)

①-2 就学援助制度の中で支給される新入学児童生徒学用品費の支給時期について、前倒しする自治体が増えている。福知山市の対応はどのように考えるか。(大槻富美子議員)

こちらは先ほどの説明のとおりになります。

②-1 就学前教育の拠点としての市立幼稚園を充実し、預かり時間の拡大や給食実施などを検討するとともに、保育園・幼稚園・小学校等の連携の充実をどのように図るのか。(西田信吾議員)

「市立幼稚園の預かり時間については、現在、平日の午後2時から午後4時までとしている。市立幼稚園の給食については、現在は実施していないが、各園の取り組みの中で不定期に月1・2回パンの日、業者注文の弁当の日を設けている。預かり時間の拡大や給食の実施については、今後、保護者等のニーズと本市にあった教育を検討しながら進めていきたい。」

「教育委員会では、平成23年度より保幼小中一貫・連携教育、いわゆるシームレス学園構想を中学校ブロックごとに推進している。各ブロックにおいて、各幼稚園等ではアプローチカリキュラム「接続のための実践計画」また小学校では、スタートカリキュラム「円滑な適応のための指導計画」をそれぞれ作成し、連携の取り組みを計画的に推進するとともに、その内容の充実を図っている。現在は、公立幼稚園・保育園が連携の中心になっており、今後、他の園にも拡大を図るため、福祉保健部とも連携し、園や学校などの関係者も交えて検討を進めたいと考えている。」

②-2 現行の「地域未来塾」の実施概要と成果の分析は。(西田信吾議員)

「地域未来塾は、家庭等での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生への学習支援を目的として、教員OBなど地域の方々に支援員として御協力をいただいております。平成28年度は、桃映、成和、六人部の3中学校で実施し、受講生徒数は合計40人であった。成果としては学習意欲を高めることで学習習慣が身につけてきたことと、学力向上にもつながってきたこと、また地域社会での人と人との関わり方を学び自己有用間を育めたことなどが上げられる。平成29年度においては、平成2

8年度実施の3校に新たに1校を加えた4校での実施を計画している。」

(4) 第27期 第4回福知山市文化財保護審議会開催

○日時 3月10日(金)午後2時

○内容

指定文化財指定候補について(別紙)

・永明寺(牧)「木造地藏菩薩立像」「木造如意輪観音菩薩坐像」

平成28年度文化財関連事業報告

・京都府新指定文化財「無形民俗文化財」指定 → 多保市の「笹ばやし」
「丹波の漆を海外にも 英訳冊子完成」(別紙)

・他

京都府無形民族文化財「丹波の漆かき」を海外にも紹介する英訳冊子ができました。記念講演が3月10日(金)午後2時から夜久野ふれあいプラザにて開催されました。

A4版、本文6ページで漆の歴史、植栽、採取後の精製や技法、漆の活用等の説明がされています。

(5) 学校統合協議会だより(大江ブロック)より

「3月11日に大江中学校を会場に当協議会総会を開催しました。議事内容は前もってお知らせしておりましたように、大江ブロック内の学校統合のあり方について話し合いました。会員数230名中、当日出席者は49名、委任状出席が138名でした。さまざまな御意見をいただきながら審議の後、投票をしていただき、小中一貫型への統合に賛成38票、反対10票、棄権1票の結果でした。大江ブロック学校統合協議会としては、小中一貫校(義務教育学校)での学校統合を目指す方向性を議決いたしました。今後は、この議決結果をもとに大江まちづくり住民協議会、大江地域代表自治会長、教育委員会に小中一貫校設立のための要望書を提出し、今後は地域の中で学校がどのようにあるべきかを保護者だけでなく、町の皆さんとともに考えていくことになると思われまます。」

ここには記しておりませんが、3月30日に、六人部ブロックの上六人部・中六人部小学校の要望書をいただく予定になっております。

(6) 今後の予定

4月 3日(月) 市立学校 離任式、着任式、新校長着任式5校

4月 4日(火) 初任者服務宣誓式、第1回初任者研修会

4月11日(火) 中学校 入学式

4月12日(水) 小学校 入学式

府学力診断テスト(小4、中1) 17日まで

4月13日(木) 幼稚園 入園式

4月18日(火) 学力学習状況調査(小6、中3)

となっております。

以上6点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第27号 (福知山市立学校教職員住宅の管理に関する規則を廃止する規則の制定について(教育委員会規則))

端野教育長 「福知山市立学校教職員住宅の管理に関する規則を廃止する規則の制定について(教育委員会規則)」説明をお願いします。

芦田次長兼教育総務課長 ～資料に基づき説明～

「福知山市立学校教職員住宅の管理に関する規則を廃止する規則の制定について(教育委員会規則)」御説明いたします。会議案2ページから6ページになります。

会議案4ページを御覧ください。

この規則は、市町合併により平成18年1月1日に施行されたもので、第1条に「この規則は、福知山市立小学校及び中学校の教職員の勤務並びに交流を容易にし、その確保を図るため設置する福知山市立学校教職員住宅の管理に関し必要な事項を定めるものとする。」とあり、第2条別表の名称及び位置として「福知山市立学校教職員住宅第1号 福知山市三和町千束657番地の2」「福知山市立学校教職員住宅第2号 福知山市三和町上川合538番地の1」とあります。施設については、約10年間使用されておらず、老朽化していることから、公共施設マネジメントに基づく除却予算として計上しており、1号については秋頃に解体しております。

2号についても、解体することで予算計上しておりましたが、地元企業から社員寮として使用したいと要望がありますので、そのことを含めまして、1号については解体後の跡地活用、2号については建物を含めた活用を考えており、財務部資産活用課において、売却する形になりますので、そのことに伴い関係規則を廃止するものでございます。

以上、よろしく御願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 職員住宅を解体し、教育財産から一般財産に移すということで説明がありましたが、川合の住宅の解体が今から間に合うのでしょうか。

芦田次長兼教育総務課長

川合の住宅につきましては、地元企業から社員寮として使用したいと申し出がありましたので、解体せずに、売却する形になっております。

和田委員 解体せずに、利用できる状態なのですか。

芦田次長兼教育総務課長

どうか使用できる状態ではあります。

和田委員 現状のまま、売却するということですか。

芦田次長兼教育総務課長

そのとおりです。

和田委員 売却手続は、教育委員会で行うのですか。

芦田次長兼教育総務課長
財務部資産活用課において、手続をします。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第27号について議決とさせていただいてよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に報告・説明事項の教育長後援承認事項について説明をお願いします。

5 教育委員会 報告・説明事項について

(1) 教育長後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.83 家庭教育講演会

No.84 2017京都サンガF.C. ホームゲーム小中高校生招待事業

No.85 第39回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会京都府予選福知山市ブロック予選会

端野教育長 後援承認について、御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。
それでは、次の報告事項「福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について（教委教育長訓令甲）」及び「福知山市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する訓令について（教委教育長訓令甲）」合わせて説明をお願いします。

(2) 福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について（教委教育長訓令甲）

眞下次長兼学校教育課長 ～資料に基づき報告～

資料については、会議案18ページから70ページまでとなります。
福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規定の一部を改正する訓令につきまして御説明いたします。
なお、訓令とは行政機関が別の行政機関または職員に対して権限行使を指揮するために発する命令のことで、甲乙2種類ありますが、本訓令は甲の訓令で例規に載るものです。

この「福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規定」については、平成3年7月1日に訓令甲第1号と

して出されたものです。以後毎年のように、改正されてきております。本市では本訓令により、小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務について定めてきたところですが「職員の給与等に関する条例」（昭和31年京都府条例第28号）「職員の給与、勤務時間等に関する規則」（京都府人事委員会規則6-2）及び「人事委員会規則6-2の運用について」（昭和45年8月5日付け人事委員会事務局長通知）の一部が平成29年1月1日付で改正され、教職員の介護休暇の取扱いが一部変更されたことに合わせて改正を行うものです。このことを受けて、本市の規定についても京都府と同様の内容とするため、所要の規定の整備が必要なことから、会議案34ページから70ページの新旧対照表に示す通り改正しましたので、報告いたします。多くのページを割いておりますが、申請用紙が新たに加わったことによる様式番号ずれの修正などによるものが多く、改正のポイントは介護休暇について、請求できる期間を3回に分割できるようになったことと、介護時間の新設により、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができるというものが主なものです。その他、介護対象者を明確にしたことや、文言の修正がいくつかあります。

各学校長に対しましては、施行期日を平成29年1月1日として、すでに通知済みであります。

(3) 福知山市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する訓令について（教委教育長訓令甲）

眞下次長兼学校教育課長　～資料に基づき報告～

続いて、福知山市立小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規定の一部を改正する訓令につきまして御説明いたします。

資料については、会議案71ページから72ページまでとなります。ただいま報告いたしました「福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規定」の一部が改正されたことに伴い、本規定を改正するものです。

本規定は、平成25年3月29日教育委員会教育長訓令甲第2号として出されたものです。通常、教職員の服務に関する承認は校長としておりますが、副校長を配置する学校については、本規定により「所属する教職員の病気休暇、介護休暇、組合休暇、職務に専念する義務の免除及び欠勤の承認」を副校長の専決としております。このことに伴い、会議案の72ページの新旧対照表に示す通り「介護休暇」の次に「介護時間」を加える改正しましたので、報告いたします。該当する学校については夜久野学園のみであります。

なお、本市の各学校長に対しては、施行期日を平成29年1月1日として、すでに通知済みであります。

端野教育長　御質問、御意見はありませんか。

和田委員　改正をすることで、府内のどの学校に異動しても適用されるということ、また、教職員が働きやすくなったということでしょうか。

眞下次長兼学校教育課長　そのとおりです。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。